

この資料は業務の参考のための仮訳です。利用者が当情報を用いて行う行為については、利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

公布 No. 19

2003年4月

植物検疫措置に関する国際基準

規制有害動植物リストのための指針



国際植物防疫条約事務局

国連食糧農業機関

2003年、ローマ

この刊行物において採用した名称および資料の提示は、あらゆる国、領土、市または地域のあるいはその当局の法律上の地位に関して、あるいはその国境または境界の画定に関して、国連食糧農業機関側のいかなる見解の表明を意味するものでもない。

全ての権利を留保する。この刊行物のいかなる部分も、電子的、機械的方法、写真複写その他のいかなる方法であれ、いかなる形態であれ、著作権者の事前の許可無しに複写し、検索システムに保存し、伝送してはならない。かような許可の申請は、複写の目的および範囲に関する説明を添えて国連食糧農業機関情報局局長に提出するものとする。

	目次
承認	1
適用	2
見直し及び改正	2
配布	3
序論	4
適用範囲	4
参照	4
定義及び略語	4
必要条件の概要	6
必要条件	7
1. 規制有害動植物リストの根拠	7
2. 規制有害動植物リストの目的	7
3. 規制有害動植物リストの作成	8
4. リスト化される有害動植物に関する情報	8
4.1 必要な情報	8
4.2 補足情報	8
4.3 NPPOの責務	8
5. 規制有害動植物リストの維持	8
6. 規制有害動植物リストの利用性	9
6.1 公的利用性	9
6.2 規制有害動植物リストの要求	9
6.3 様式及び言語	10

承認

植物検疫措置に関する国際基準は、国際植物防疫条約事務局により、植物検疫分野の政策及び技術援助に関する国連食糧農業機関の地球規模プログラムの一部として作成される。このプログラムは、貿易を促進すること、及び不適切な措置が貿易障壁として利用されないよう図ることを目的として、植物検疫措置の国際的調和を達成するための基準、ガイドライン及び勧告をFAO加盟国及びその他関係者に提示するものである。

以下の基準は、2003年4月に植物検疫措置に関する暫定委員会によって承認された。

Jacques Diouf
事務局長
国連食糧農業機関

適用

植物検疫措置に関する国際基準(ISPMs)は、植物検疫措置に関する暫定委員会を通じて、IPPC 締約国及び非約結 FAO 加盟国によって採択される。ISPM は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定の下で、世界貿易機関加盟国によって適用される植物検疫措置の基礎として認識される基準、ガイドライン及び勧告である。IPPC 非締約国は、これらの基準を遵守するよう推奨される。

見直し及び改正

植物検疫措置に関する国際基準は、定期的な見直し及び改正の対象である。この基準の次回の見直し日は、2008年又は植物検疫措置に関する委員会で合意される他の日である。

基準は必要に応じて更新され再発行される。基準保持者は、この基準の最新版が使用されるよう図ること。

配布

植物検疫措置に関する国際基準は、国際植物防疫条約事務局により、全ての FAO加盟国に加えて、以下の地域植物防疫機関の幹部及び技術事務局に配布される:

- アジア太平洋地域植物防疫委員会
- カリブ海地域植物防疫委員会
- 南米南部地域植物防疫機関
- アンデス地域共同体
- ヨ - ロッパ地中海地域植物防疫機関
- 中央アフリカ植物検疫会議
- 北米植物防疫機関
- 中米地域農牧防疫機関
- 太平洋地域植物防疫機関

序論

適用範囲

本基準は、規制有害動植物リストの作成、維持及び提供に関する手続きを記述している。

参照

ある地域におけるベストステータスの決定、1998年。ISPM 刊行物 No.8、FAO、ローマ。

植物検疫用語集、2003年。ISPM 刊行物 No.5、FAO、ローマ。

病害虫危険度解析のガイドライン、1996年。ISPM 刊行物 No.2、FAO、ローマ。

植物検疫証明書のための指針、2001年。ISPM 刊行物 No.12、FAO、ローマ。

不適合事例及び緊急行動の通報に関する指針、2001年。ISPM 刊行物 No.13、FAO、ローマ。

国際植物防疫条約、1997年。FAO、ローマ。

環境危険度の解析を含む検疫有害動植物のための病害虫危険度解析、2003年。ISPM 刊行物 No.11 Rev、FAO、ローマ。

定義及び略語

証明書 certificate	植物検疫規則が影響を及ぼすあらゆる荷口の植物検疫状況を立証する公的文書。[FAO, 1990]
品目 commodity	貿易又はその他の目的のために移動されている植物、植物生産物又はその他の物品の種類。[FAO, 1990; ICPM, 2001 で改訂]
IPPC	1951年ローマのFAOで批准書を寄託し、その後改正された国際植物防疫条約。[FAO, 1990; ICPM, 2001 改訂]
NPPO	国家植物防疫機関 [FAO, 1990; ICPM, 2001 で改訂]
公的な official	国家植物防疫機関によって制定され、権限が付与され、又は履行された[FAO, 1990]
公的防除 official control	検疫有害動植物の根絶若しくは封じ込めを目的とする又は規制非検疫有害動植物の管理のための強制的な植物検疫規則の積極的施行並びに強制的植物検疫手続きの適用 (用語集付録 No.1 参照)。[ICPM, 2001]
病害虫 pest	植物若しくは植物生産物に有害な植物、動物又は病原体のあらゆる種、ストレイン若しくはバイオタイプ[FAO, 1990; FAO, 1995 で改訂; IPPC, 1997]
病害虫危険度解析 Pest Risk Analysis	ある有害動植物が規制されるべきかどうか、並びにその有害動植物に対してとられるすべての植物検疫措置の強さを決定するための生物学的あるいは他の科学的及び経済的証拠を評価する手順[FAO, 1995; IPPC, 1997 で改訂]
(ある地域における)ベストステータス pest status (in an area)	現在及び歴史上の有害動植物の記録及びその他の情報に基づいて、専門家の判断を用いて公的に決定される、ある地域におけるある有害動植物の現時点における有無であり、必要に応じて、その分布を含む[CEPM, 1997; ICPM, 1998 で改訂]

植物検疫行動 phytosanitary action	検査、検定、サーベイランス若しくは処理などの、公的な作業で、植物検疫規則又は手続きを実施するために行われるもの[ICPM, 2001]
植物検疫証明書 Phytosanitary Certificate	国際植物防疫条約の証明書モデルにならって作られた証明書[FAO, 1990]
植物検疫証明 phytosanitary certification	植物検疫証明書を発給するために植物検疫手続きを行使すること[FAO, 1990]
植物検疫措置 phytosanitary measure (agreed interpretation)*	有害動植物の侵入及び/又はまん延を防止する目的を有するあらゆる法律、規則又は公的な手続き[FAO, 1995; 改定 IPPC, 1997]
植物検疫手続き phytosanitary procedure	規制有害動植物と関係のある検査、検定、サーベイランス又は処理の実行を含む、植物検疫規則の実施のために、あらゆる公的に規定された方法[FAO, 1990; FAO, 1995 で改訂; CEPM, 1999; ICPM, 2001]
植物検疫規則 phytosanitary regulation	検疫有害動植物の侵入及び又はまん延を防止するための、又は規制非検疫有害動植物の経済的影響を制限するための公的な規則であって、植物検疫証明のための手続きの制定を含む[FAO, 1990; FAO, 1995 で改訂; CEPM, 1999; ICPM, 2001]
検疫有害動植物 quarantine pest	それによって危険にさらされている地域に潜在的経済的重要性を有する有害動植物であって、まだその地域に存在していないか、又は存在するが広域に分布しておらず、かつ公的に防除が行われているもの[FAO, 1990; FAO, 1995 で改訂; IPPC, 1997]
規制対象物 regulated article	特に国際輸送に関係して、 植物検疫措置 が必要と見なされる 病害虫 を潜伏させ、又はまん延させる恐れがあるあらゆる 植物 、 植物生産物 、貯蔵場所、包装、輸送機器、容器、土壌、その他のあらゆる 生物 、物若しくは材料。
規制非検疫有害動植物 regulated non-quarantine pest	栽植用植物 に存在し、植物の 意図された用途 に経済的に容認できない影響を及ぼし、このことから輸入締約国の領域内において規制されている 非検疫有害動植物 。
規制有害動植物 regulated pest	検疫有害動植物 又は 規制非検疫有害動植物 。
RPPO	地域植物防疫機関 [FAO, 1990; ICPM, 2000 で改訂]

必要条件の概要

国際植物防疫条約（IPPC）は、締約国が最善の努力を尽くして規制有害動植物のリストを作成、更新、提供することを要求している。

規制有害動植物リストは、植物検疫措置を講ずる対象となり得るすべての現行規制有害動植物を特定するために、輸入側締約国が策定する。品目別の規制有害動植物の特定リストは、これらのリストの一部である。特定リストは、特定の品目の認証のために規制有害動植物を指定するための手段として、要請があれば輸出側締約国の NPPO に対して提供される。

臨時のまたは緊急の措置の対象となるものを含む検疫有害動植物及び規制非検疫有害動植物もリスト化すべきである。リスト作成に付随して必要な情報には、有害動植物の学名、有害動植物の範疇、及びその有害動植物を対象に規制される品目またはその他の対象物が含まれる。別名並びにデータシート及び関連法規への言及のような補足情報を示してもよい。これらのリストの更新は、有害動植物を追加または削除するか、あるいは必要な情報または補足情報を変更するときに必要である。

リストは、IPPC 事務局、締約国が加盟している地域植物防疫機関（RPPO）、さらに要請があればその他の締約国に提供すべきである。これは、電子的に行ってもよいが、FAO の言語ですべきである。要求はできる限り具体的なものにすべきである。

必要条件

1. 規制有害動植物リストの根拠

国際植物防疫条約(IPPC)(1997)の 条 2 項 i は次のように述べている：

締約国は、できる限り学名を用いて規制有害動植物のリストを作成・更新し、かようなリストを IPPC 事務局、自らが加盟する地域植物防疫機関、さらに要請があればその他の締約国に提供するものとする。

従って IPPC の締約国は、最善の努力を尽くして規制有害動植物リストを作成・提供する明白な義務を負っている。これは、植物検疫要求事項、制限及び禁止に関する第 条の規定(第 条 2 項 b) 並びに植物検疫要求事項に関する論理的根拠の規定(第 条 2 項 c) と密接に関係している。

更に、条約に付属している植物検疫証明書見本の認定説明文は、下記に言及することによって規制有害動植物リストが必要であることを示唆している。

- 輸入側締約国が指定する検疫有害動植物、
- 規制非検疫有害動植物に関する措置を含む輸入側締約国の植物検疫要求事項。

規制有害動植物リストの入手性は、輸出側締約国が植物検疫証明書を正しく発給する一助となる。例えば、規制有害動植物リストが輸入側締約国から提供されない場合、輸出側締約国は、自らが規制上問題であると信ずる有害動植物についてしか証明することができない(ISPM No. 12 「植物検疫証明に関する指針」、2.1 節参照)。

規制有害動植物を正当とする根拠は、下記を要求している IPPC の規定に対応している。

- 有害動植物が、規制すべき検疫有害動植物または規制非検疫有害動植物に関する定義基準を満たしていること(第 条「規制有害動植物」)
- 規制有害動植物のみが植物検疫措置適格であること(第 条 2 項)
- 植物検疫措置が技術的に正当化されること(第 条 1 項 b) 及び
- PRA が技術的正当化の根拠を示すこと(第 条「技術的正当化」)。

2. 規制有害動植物リストの目的

輸入側締約国は、有害動植物の侵入及び/またはまん延を防ぐ一助にすると共に、透明性を高めることにより安全な貿易を促進するために、規制有害動植物リストを策定し、更新する。これらのリストは、締約国により検疫有害動植物または規制非検疫有害動植物であると確定された有害動植物を特定する。

輸入側締約国は、植物検疫証明を含め、特定の輸入品目について検査、試験またはその他の特定の手続きを必要とする有害動植物を輸出側締約国に知らせる方法として、リストの一部とすべき規制有害動植物の特定リストを輸出側締約国に示すことができる。

また、規制有害動植物リストは、類似する植物検疫問題を共有するいくつかの締約国が、締約国グループまたは地域が規制すべき有害動植物について取り決める場合の、植物検疫措置の調和のベースとして有用である。これは地域植物防疫機関を通して実行されることもある。

規制有害動植物リストの作成に際して、数ヶ国の加盟国が非有害動植物を特定する。かような有害動植物リスト作成は義務ではない。然しながらこの情報の規定は例えば検疫の容

易化のために有用であり得る。

3. 規制有害動植物リストの作成

規制有害動植物リストは、締約国が作成し維持する。リスト化される有害動植物は、NPPO が次の植物検疫措置を必要と確定したものである。

- 臨時のまたは緊急の措置を必要とするものを含む検疫有害動植物あるいは
- 規制非検疫有害動植物。

規制有害動植物リストには、或る一定の状況においてのみ措置が必要な有害動植物を含めることができる。

4. リスト化される有害動植物に関する情報

4.1 必要な情報

リスト化される有害動植物に付随して必要な情報には以下のものが含まれる。

病害虫の名称 - PRA により正当と認められた分類レベルで、病害虫の学名をリスト化に使用する (ISPM No.11「環境危険度の分析を含む、検疫有害動植物の危険度分析」も参照)。学名には (必要な場合) 典拠を含めると共に、当該の分類グループに関する一般用語 (例えば昆虫、軟体動物、ウイルス、菌類、線虫等) を補足すべきある。

規制有害動植物の範疇 - 存在しない検疫有害動植物、存在するが広くは分布しておらず公的防除の下にある検疫有害動植物、あるいは規制非検疫病害虫がそれである。有害動植物リストはこれらの範疇を使用して整理することができる。

規制対象物との関連 - リスト化された有害動植物について規制対象と指定されている寄主品目またはその他の物品。

上述のうちのどれについてであれ、コードを使用する場合には、そのリストに責任を負う締約国は、その適切な理解及び使用のために適切な情報も提供すべきである。

4.2 補足情報

必要なら提供してよい補足情報には次のものがある。

- 別名、
- 関係法規、規定または要求事項への言及、
- 有害動植物データシートまたは PRA への言及、
- 臨時のまたは緊急の措置への言及。

4.3 NPPO の責務

NPPO は、規制有害動植物リストを策定し規制有害動植物の特定リストを作成する手続きについて責任を負う。必要な PRA 及びその後のリスト作成に使用する情報は、締約国のその他機関、他の NPPO (とりわけ輸出側締約国の NPPO が証明目的で特定リストを要求する場合)、RPPO、学会、科学研究者及びその他情報源を含め、NPPO 内外の様々な情報源から得ることができる。

5. 規制有害動植物リストの維持

締約国は規制有害動植物リストを維持する責任を負う。これにはリストの更新及び適切な記録管理が含まれる。

規制有害動植物リストは、有害動植物を追加または削除した場合、あるいはリストにした有害動植物の範疇が変化した場合、あるいはリストにした有害動植物に関する情報を追加または変更した場合に、更新が必要である。以下に、これらのリストの更新についてのより一般的な理由のいくつかを示す。

- 禁止、制限または要求事項の変更、
- ペストステータスの変化（ISPM No.8「ある地域におけるペストステータスの確定」参照）、
- 新規または改訂 PRA の結果、
- 分類学上の変更。

有害動植物リストの更新は、修正の必要性を確認したら直ちに実施すべきである。必要なら、法律文書の正式変更をできる限り速やかに採択すべきである。

NPPO は、参照のため、及び紛争に関わる可能性のある照会に対する対応を容易にするために、有害動植物リストの変更についての適当な記録（例えば変更理由、変更期日）を長期間保持することが望ましい。

6. 規制有害動植物リストの利用性

リストは法規、規則、要求事項または行政上の決定に含めることができる。締約国は、対応し易い方法でリストを策定、維持、提供するための運用の仕組みを確立すべきである。

IPPC はリストの公的利用性及び使用言語について規定を設けるべきである。

6.1 公的利用性

IPPC は、締約国が規制有害動植物リストを IPPC 事務局及び自らが加盟している RPPO に提供することを要求する。締約国はさらに、要請があればその他の NPPO にもかようなリストを提供する義務がある（IPPC 第 2 条 j）。

規制有害動植物リストは IPPC 事務局に公式に提供すべきである。これは、文書で行ってもよく、あるいはインターネットを含め電子的な形態で行ってもよい。

有害動植物リストを RPPO に提出する方法は各機関内で決定する。

6.2 規制有害動植物リストの要求

NPPO は他の NPPO に、規制有害動植物のリストまたは規制有害動植物の特定リストを要求できる。一般的に要求は、その締約国に関わる有害動植物、品目及び状況についてできる限り具体的な内容にすべきである。

要求理由には下記のものが考えられる。

- 特定の有害動植物に関する規制状態の明確化、
- 証明目的での検疫有害動植物の指定、
- 特定の品目に関する規制有害動植物リストの入手、
- いかなる特定の品目とも関連の無い規制有害動植物に関する情報、
- 以前に提供された有害動植物リストの更新。

NPPO は、植物検疫証明に必要なリストの要求を第一に優先した上で、あるいは商取引されている品目の動きを容易にするために、有害動植物リストを適時に提供すべきである。規定に含まれている有害動植物リストで充分と考えられる場合には規定の写し

を提供してよい。

有害動植物リストの要求も対応も共に公的な連絡部署を通すべきである。入手可能な場合には IPPC 事務局が有害動植物リストを提供してもよいが、かような提供は非公式とする。

6.3 様式及び言語

IPPC 事務局に提供される規制有害動植物リスト及び締約国からの要請に応じて提供される規制有害動植物リストは、FAO の 5 つの公式言語（IPPC の第 XIX 条 3 c 項、1997 年、で要求されている）のうちの 1 つで提供すべきである。

有害動植物リストは、電子的方法によって、または適切に構築されたインターネットウェブサイトへのアクセスによって提供してもよい。但し、それが可能であることを締約国が示すと共に、相手組織がかようなアクセスの能力を持ち、且つかような伝送形態を利用する意志のあることを示すことが条件である。

植物検疫措置に関する国際的な基準、ガイドライン及び勧告についての詳細情報並びに現行刊行物の完全リストについては、下記にご連絡下さい：

国際植物防疫事務局

郵便： IPPC Secretariat
Plant Protection Service
Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
Viale delle Terme di Caracalla
00100 Rome, Italy

ファックス： +39-06-570.56347

Eメール： ippc@fao.org

ウェブサイト： <http://www.ippc.int>

植物検疫措置に関する国際基準(ISPMs)

新改訂版国際植物防疫条約。1997年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.1: 国際貿易に関する植物検疫の原則、1995年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.2: 病害虫危険度解析のガイドライン、1996年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.3: 外来生物防除資材の輸入と放飼に係る取扱規約、1996年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.4: 病害虫無発生地域の設定のための必要条件、1996年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.5: 植物検疫用語集、1997年。FAO、ローマ。

植物検疫用語集 付録 No.1: 規制有害動植物のための公的防除の概念の解釈と適用に関するガイドライン、2001年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.6: サーベイランスのための指針、1998年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.7: 輸出証明システム、1997年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.8: ある地域におけるベストステータスの決定、1998年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.9: 病害虫根絶計画のためのガイドライン、1998年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.10: 病害虫無発生生産地及び病害虫無発生生産用地、1999年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.11: 検疫有害動植物のための病害虫危険度解析 2001。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.12: 植物検疫証明書のための指針、2001年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.13: 不適合及び緊急行動の通報に関する指針、2001年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.14: 病害虫危険度管理のためのシステムズアプローチにおける統合措置の利用

ISPM 刊行物 No.15: 国際貿易における木製こん包材の規制のための指針、2002年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.16: 規制非検疫有害動植物：概念及び適用 2002年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.17: 病害虫報告 2002年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.18: 植物検疫措置としての放射線照射の使用のための指針 2003年。FAO、ローマ。

ISPM 刊行物 No.19: 規制有害動植物リスト作成のための指針 2003年。FAO、ローマ。